

# 那 霸 市 公 報

第 1 9 0 4 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行  
発 行 所  
那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号  
那 霸 市 総 務 部 総 務 課

## 目 次

### ◇ 告 示 ◇

- 那覇市道路協力団体指定について (道路管理課) ..... 1972
- 土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について (資産税課)  
..... 1973
- 地縁による団体の認可について (まちづくり協働推進課) ..... 1974
- 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について (障がい福祉課) ..... 1975
- 指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定について (障がい福祉課)  
..... 1976
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について  
(保護管理課) ..... 1977
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について  
(保護管理課) ..... 1978
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について  
(保護管理課) ..... 1979
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について  
(保護管理課) ..... 1980
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について  
(保護管理課) ..... 1981
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留  
邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について  
(保護管理課) ..... 1982

## ◇ 公 告 ◇

- 那覇広域都市計画公園事業の施行について(希望ヶ丘公園) (公園建設課)  
..... 1983
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について(牧志南公園) (公園建設課) ... 1984
- 那覇広域都市計画公園事業の施行について(那覇ふ頭前緑地) (公園建設課)  
..... 1985
- 都市計画の図書の写しの縦覧について (都市計画課) ..... 1986
- 開発行為に関する工事の完了について (建築指導課) ..... 1987
- なは市民協働プラザ施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について  
(まちづくり協働推進課) ..... 1988
- なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施につ  
いて (まちづくり協働推進課) ..... 1991
- なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施に  
ついて (まちづくり協働推進課) ..... 1994
- なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について  
(まちづくり協働推進課) ..... 1997
- なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の制限付一般競争入札の  
実施について (まちづくり協働推進課) ..... 2000
- 令和 8 年度次亜塩素酸ソーダ補充業務委託に係る制限付一般競争入札(事後審査  
型)の実施について (クリーン推進課) ..... 2003
- 受入槽・沈砂槽等汚泥収集・運搬業務委託(し尿等下水道放流施設)に係る制限付  
一般競争入札(事後審査型)の実施について (クリーン推進課) ..... 2006
- 公告の訂正について (管財課) ..... 2009
- 令和 8 年度那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託に係る制限付一般競争  
入札(事後審査型)の実施について (クリーン推進課) ..... 2010
- 令和 8 年度那覇市消防局感染性・非感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託の制  
限付一般競争入札の実施について (消防局救急課) ..... 2017

## ◇ 上下水道局告示 ◇

- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について..... 2020

---

○那覇市排水設備指定工事店の新規指定について……………	2021
-----------------------------	------

### ◇選挙管理委員会告示◇

○指定在外選挙投票区について……………	2022
○在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について……………	2023
○ポスター掲示場の設置場所について……………	2024
○期日前投票所について……………	2040
○期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について……………	2041
○投票所について……………	2043
○投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について……………	2045
○投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について……………	2048
○開票の場所及び日時について……………	2049
○開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について……………	2050
○開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について……………	2051
○国民審査に付される最高裁判所裁判官の氏名等の掲示場所について……………	2052
○直接請求に要する選挙権を有する者の数について……………	2056

### ◇監査委員公表◇

○令和 7 年度定期監査(工事監査)の結果に伴う措置状況について (公表) ……	2057
--	------

**告 示**

那覇市告示第 539 号  
令和 8 年 2 月 26 日  
掲 示 済

## 那覇市道路協力団体指定について

道路法 48 条の 60 第 1 項の規定により、那覇市道路協力団体に指定したため、同条第 2 項に基づき公示する。

那覇市道路管理者  
那覇市長 知念 覚

## 記

1. 道路協力団体の名称  
株式会社 琉球銀行
2. 住所及び事務所の所在地  
那覇市久茂地 1 丁目 11 番 1 号
3. 業務を行う道路の区間  
市道久茂地前島線の一部  
市道久茂地 5 号
4. 指定期間  
令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日 (5 年間)
5. 指定区域



那覇市告示第 548 号  
令和 8 年 3 月 2 日  
掲 示 済

土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条の規定により、令和 8 年度の土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を、次のとおり納税者の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 縦覧期間 令和 8 年 4 月 1 日（水）から  
令和 8 年 4 月 30 日（木）まで  
（土曜・日曜及び休日を除く）
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで  
（正午～午後 1 時を除く）
- 3 縦覧場所 企画財務部 資産税課（本庁 3 階 41 番窓口）

那覇市告示第 550 号  
令和 8 年 3 月 3 日  
掲 示 済

地縁による団体の認可について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の認可をしたので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

那覇市長 知念 覚

- 1 名 称 田原自治会
- 2 規約に定める目的  
本会は会員の福祉向上を図り、良好な地域社会の維持発展に寄与することを目的とする。
  - (1) 字田原の慣習上従来実施して来た諸行事に関する事。
  - (2) 会員の生活安定に関する事。
  - (3) 青少年の健全育成に関する事。
  - (4) 老人福祉に関する事。
  - (5) 環境整備と保健衛生に関する事。
  - (6) 会員の慶弔における慶弔金の徴収と慶弔の連絡に関する事。
  - (7) 自治会館の管理運営及び保安等の管理に関する事。
  - (8) その他本会の目的達成に関する事。
- 3 区 域 字田原 1 番地～105 番地 1、296 番地～298 番地 1～3、300 番地～312 番地、320 番地～323 番地 1～2、326 番地～327 番地、427 番地、429 番地～430 番地 2 及び 5、田原 2 丁目 7 番地 4～6、とする。
- 4 主たる事務所の所在地 字田原 88 番地
- 5 代表者の氏名及び住所  
氏名 與儀 進栄  
住所 字田原 27 番地
- 6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有無  
職務執行停止 (無)  
職務代行者の選任 (無)
- 7 代理人の有無 (無)
- 8 解散の事由 本会は、地方自治法 260 条の 20 の規定により解散する。
- 9 認可年月日 令和 8 年 3 月 3 日

那覇市告示第 577 号  
令和 8 年 3 月 16 日

## 身体障害者手帳交付に係る医師の指定について

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 2 月 24 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

	医師氏名	診療科目	医療機関名
1	前川 達哉	脳神経外科・ 脊椎脊髄外科	沖縄協同病院
2	玉城 聡	内科	川平病院

那覇市告示第 578 号  
令和 8 年 3 月 16 日

## 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定に基づき令和 8 年 3 月 1 日付け次のように指定した。

那覇市長 知念 覚

医療機関 名称及び所在地	開設者名称	自立支援医療 の種類	指定年月日
訪問看護ステーション ちむぐる 那覇市小禄 159 番地 ニライレジデンス小禄 102	株式会社めぐる 代表者 瀬田川 藍華	育成医療・更生医療	令和 8 年 3 月 1 日

## 那覇市告示第 579 号

令和 8 年 3 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の指定について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 49 条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関として、次のとおり指定した。

那覇市長 知念 覚

名 称	開 設 者	指 定 年 月 日
所 在 地		
アドベンチストデンタル 那覇国際通り	セブンスデー・ アドベンチスト教団	令和 8 年 2 月 1 日～ 令和 14 年 1 月 31 日
那覇市久茂地 3-4-10 久茂地 YAKA ビル 4 F		
ナハデンタル	宮本 英欧	令和 8 年 1 月 1 日～ 令和 13 年 12 月 31 日
那覇市おもろまち 2-2-17		
レオンデンタルオフィス 沖縄那覇院	瀬川 憂樹	令和 7 年 11 月 1 日～ 令和 13 年 10 月 31 日
那覇市安里 2 丁目 6-27 ルエメゾンソピア 1 F		

## 那覇市告示第 580 号

令和 8 年 3 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	開設者	廃止年月日
所 在 地		
ナハデンタル	宮本 英欧	令和 8 年 1 月 1 日
那覇市久茂地 2 丁目 24 番 19 号 仲西ビル 2 階		
当山美容形成外科 ANNEX	医療法人 形成会	令和 7 年 12 月 31 日
那覇市久茂地 3 - 7 - 1		

## 那覇市告示第 581 号

令和 8 年 3 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく医療機関について、生活保護法第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
訪問看護ステーション ベース		令和 8 年 2 月 1 日
所在地	那覇市字国場 1163 番地 21 (那覇市与儀 232 番地 28 SAN コーポ 1 階)	

## 那覇市告示第 582 号

令和 8 年 3 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく医療機関の辞退について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定医療機関より、次のとおり辞退の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称	辞退年月日
所 在 地	
ライオン歯科クリニック	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市識名 3 丁目 17-18	

## 那覇市告示第 583 号

令和 8 年 3 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の廃止について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり廃止の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称 (廃止する事業の種類)	廃止年月日
所 在 地	
小多機 松城 (小規模多機能型居宅介護)	令和 7 年 12 月 31 日
那覇市三原 1 丁目 2 番 6 号地下 1 階	
機能訓練型デイサービス ここてらす那覇壺川 (通所介護、通所型サービス (独自) 通所型サービス (独自/定率))	令和 8 年 3 月 31 日
那覇市壺川 1 丁目 5 番 2 号宮里マンション 2-A	

## 那覇市告示第 584 号

令和 8 年 3 月 16 日

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく介護機関の変更について

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）に基づく介護機関について、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する第 50 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第 14 条第 4 項の規定による指定介護機関より、次のとおり変更の届出があった。

那覇市長 知念 覚

名 称		変更年月日
変更事項	変 更 後 ( 変 更 前 )	
訪問看護ステーション ベース		令和 8 年 2 月 1 日
所在地	那覇市宇国場 1163 番地 21 (那覇市与儀 232 番地 28 SAN コーポ 1 階)	

---

---

**公 告**

---

---

那覇市公告第 720 号  
令和 8 年 2 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 3・3・那3号 希望ヶ丘公園
2. 施行者の名称  
那覇市
3. 事務所の所在地  
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間  
平成 4 年 10 月 2 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所  
那覇市 都市みらい部 公園建設課  
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階)

那覇市公告第 721 号  
令和 8 年 2 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 2・2・那 2 号 牧志南公園
2. 施行者の名称  
那覇市
3. 事務所の所在地  
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間  
平成 21 年 6 月 9 日から令和 13 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所  
那覇市 都市みらい部 公園建設課  
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階)

那覇市公告第 722 号  
令和 8 年 2 月 5 日  
掲 示 済

那覇広域都市計画公園事業の施行について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 63 条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

1. 都市計画事業の種類及び名称
  - (1) 種類 那覇広域都市計画公園事業
  - (2) 名称 那 5 号 那覇ふ頭前緑地
2. 施行者の名称  
那覇市
3. 事務所の所在地  
沖縄県那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号
4. 事業地
  - (1) 収用の部分 変更なし
  - (2) 使用の部分 変更なし
5. 事業施行期間  
平成 22 年 7 月 30 日から令和 11 年 3 月 31 日まで
6. 縦覧の場所  
那覇市 都市みらい部 公園建設課  
(那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号、本庁舎 9 階)

那覇市公告第 741 号  
令和 8 年 2 月 16 日  
掲 示 済

都市計画の図書の写しの縦覧について

沖縄県から都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により都市計画変更図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項の規定において準用する同法第 20 条第 2 項及び同法施行規則(昭和 44 年建設省令第 49 号)第 12 条の規定により、次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

那覇市長 知念 覚

- 1 都市計画の種類  
那覇広域都市計画区域区分
- 2 都市計画の名称  
「泊・新港臨港地区」
- 3 縦覧場所  
那覇市 都市みらい部 都市計画課（那覇市役所 9 階）

那覇市公告第 777 号  
令和 8 年 2 月 20 日  
掲 示 済

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 2 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

那覇市長 知念 覚

- 1 開発許可年月日、番号及び指令番号  
令和 7 年 12 月 12 日 第 24-026-10 号  
那覇市指令ま建指 第 41-24-026-10 号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称  
那覇市首里大名町 3 丁目 20 番 他 4 筆  
大名市営住宅第 4 期建替工事（B、C 工区）
- 3 公共施設  
防火水槽
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号  
那覇市長 知念 覚
- 5 検査済証番号  
令和 8 年 2 月 20 日 那ま建指第 252 号（工事完了）  
令和 8 年 2 月 20 日 那ま建指第 253 号（公共施設工事完了）
- 6 工事完了年月日  
令和 8 年 2 月 16 日

那覇市公告第 780 号  
令和 8 年 2 月 24 日  
掲 示 済

なは市民協働プラザ施設管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ施設管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設工事・委託業務登録業者」の業種「電気」若しくは「管」に登録されていること。
- (2) 従業員に第 1 種電気工事士が 1 人以上いること。
- (3) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営

業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

### 3 入札説明会

日時 令和 8 年 3 月 2 日（月）

午前 9 時 30 分受付開始 午前 9 時 40 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 8 年 3 月 19 日（木）

午前 9 時 30 分受付開始 午前 9 時 40 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

### 6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

### 7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

### 8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書

- 
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
  - (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
  - (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
  - (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 781 号  
令和 8 年 2 月 24 日  
掲 示 済

なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札  
の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ機械設備保守点検業務
- (2) 履行場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

- (5) 概 要 空調設備・ポンプ設備・自動ドア等の点検

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇市「建設工事・委託業務登録業者」の業種「管」に登録されていること。
- (2) 冷凍機械責任者及び冷媒回収技術者の資格を有する者がいること。
- (3) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (4) 本市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札におけ

る営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。

- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

### 3 入札説明会

日時 令和 8 年 3 月 2 日（月）

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 8 年 3 月 19 日（木）

午前 10 時 30 分受付開始 午前 10 時 40 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

### 6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

### 7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

### 8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書

- 
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
  - (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
  - (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
  - (10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 782 号  
令和 8 年 2 月 24 日  
掲 示 済

なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ消防用設備保守点検業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 第 1 種・第 2 種消防設備点検資格を有する者がいること。
- (2) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

### 3 入札説明会

日時 令和 8 年 3 月 2 日（月）

午前 11 時受付開始 午前 11 時 10 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 3 年 3 月 19 日（木）

午前 11 時受付開始 午前 11 時 10 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

### 6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

### 7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

### 8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

---

(9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し

(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 783 号  
令和 8 年 2 月 24 日  
掲 示 済

なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託の制限付一般競争入札の実  
施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ環境衛生管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

(5) 概 要

空気環境測定、害虫駆除・予防、飲用水貯水槽清掃、汚水槽清掃、水質検査、簡易専用水道検査

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 次に登録されていること。
  - ・建築物における衛生的環境の確保に関する法律第 12 条の 2 第 1 項第 7 号かつ第 8 号。
  - ・那覇市庁舎等清掃業務委託及び警備業務委託競争入札参加者資格等に関する要綱第 5 条第 1 項に規定する制限付一般競争入札参加資格者名簿。

- (2) 建築物環境衛生管理技術者の資格を有する者がいること。
- (3) (1)に係る営業実績が2年以上あること。
- (4) 那覇市の市税を完納していること。
- (5) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件是那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成23年12月5日総務部長決裁）による。
- (6) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。
- (7) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (8) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (9) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (10) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (11) 施行令第167条の4第1項の規定する者に該当しないこと。
- (12) 施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後2年を経過していること。
- (13) 那覇市暴力団排除条例（平成24年那覇市条例第1号。）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (14) その他市長が必要と認める条件

### 3 入札説明会

日時 令和8年3月2日（月）

午前10時00分受付開始 午前10時10分説明開始

場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階 会議室3

### 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和8年3月19日（木）

午前10時00分受付開始 午前10時10分説明開始

場所 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階 会議室3

### 5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

### 6 入札保証金

契約規則第8条第1項第2号の規定に基づき免除。

### 7 契約保証金

契約規則第30条第1項第9号の規定に基づき免除。

### 8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し
- (10) その他市長が必要と認める書類

## 9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

## 10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

## 11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

那覇市公告第 784 号  
令和 8 年 2 月 24 日  
掲 示 済

なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託の制限付一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定に基づき、制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号。以下「契約規則」という。）第 4 条の規定により、次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 なは市民協働プラザ自家用電気工作物保安管理業務委託
- (2) 履行場所 なは市民協働プラザ 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号
- (3) 履行期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
- (4) 長期継続契約

この入札にかかる契約は、那覇市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成 21 年那覇市条例第 41 号）第 2 条第 2 号の規定に基づく長期継続契約であるため、この契約を締結した年度の翌年度以降において、各年度における長期継続契約の経費の予算の範囲内で、契約を締結又は継続するものであり、当該契約にかかる支出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を変更又は解除することができるものとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加することができる者は、次の条件を具備する者でなければならない。

なお、入札参加者は、入札公告日から開札日までの間、次の各号に定める資格をすべて満たされなければならない。

- (1) 那覇産業保安監督事務所の「電気保安法人名簿」に登録されていること。
- (2) (1) に係る営業実績が 2 年以上あること。
- (3) 那覇市の市税を完納していること。
- (4) 本市を所在地とする本店、支店及び営業所（以下「営業所等」という。）のいずれかを有し、かつ県内に本店があること。この場合において、営業所等の要件は那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託制限付一般競争入札における営業所等認定基準（平成 23 年 12 月 5 日総務部長決裁）による。
- (5) 労災保険、雇用保険、厚生年金及び健康保険制度があること。

- (6) 賃金不払等社会的不正行為がないこと。
- (7) 業務執行において不誠実な行為がないこと。
- (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者であること。
- (9) 経営及び信用の状況が良好であること。
- (10) 施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定する者に該当しないこと。
- (11) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められたものにあつては、その事実があつた後 2 年を経過していること。
- (12) 那覇市暴力団排除条例（平成 24 年那覇市条例第 1 号。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は同条第 2 号に規定する暴力団員に該当しておらず、又は関係していないこと。
- (13) その他市長が必要と認める条件

### 3 入札説明会

日時 令和 8 年 3 月 2 日（月）

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分説明開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 4 入札執行の日時及び場所

日時 令和 6 年 3 月 19 日（木）

午前 11 時 30 分受付開始 午前 11 時 40 分入札開始

場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 なは市民協働プラザ 2 階 会議室 3

### 5 入札時提出書類

- (1) 入札書（市様式）
- (2) 代理人が入札する場合にあつては委任状（市様式）

### 6 入札保証金

契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除。

### 7 契約保証金

契約規則第 30 条第 1 項第 9 号の規定に基づき免除。

### 8 資格審査書類の提出（落札候補者のみ提出）

落札候補者は、指定された期日までに次の資格審査書類のうち、必要と認められるものを那覇市まちづくり協働推進課に提出すること。

- (1) 入札資格審査申請書（市様式）
- (2) 業務実績表（市様式）
- (3) 商業登記簿
- (4) 市税完納証明書
- (5) 所在地確認資料（市様式）
- (6) 労働保険（労災・雇用）加入証明書
- (7) 社会保険（健康保険・厚生年金保険）加入証明書
- (8) 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書（市様式）

- 
- (9) 入札参加資格要件にあげる要資格従業員にかかる資格を証する書類の写し  
(10) その他市長が必要と認める書類

9 入札の無効

入札に参加する資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

10 留意事項

入札実施後、落札者が正当な理由なく契約の締結又は履行をしない場合は、今後一定期間の入札参加停止処分とする。

11 お問合せ

那覇市市民文化部まちづくり協働推進課

なは市民活動支援センターグループ

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階

電話 098-861-5024 FAX 098-861-5029

## 那覇市公告第 789 号

令和 8 年 2 月 25 日

掲 示 済

## 制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

## 1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託
- (2) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設  
(浦添市伊奈武瀬 1 - 5 - 11)
- (4) 業務内容 別紙「令和 8 年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託 仕様書」  
のとおり
- (5) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型  
である。

## 2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 3 時
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始  
前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算  
成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算  
に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止  
する場合がある。

## 3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入してFAXにて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

---

#### 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者。
- (2) 那覇市「R8・R9年度物品購入等入札参加資格者名簿」の業種〔薬品、衛生材料、医療機械器具、理科機械器〕に登録済である。
- (3) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がない。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者。

#### 5 入札保証金

那覇市契約規則第8条第1項第2号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額に年間補充予定量を乗じて得た額の100分の5を那覇市に納付すること。

#### 6 契約保証金

那覇市契約規則第30条第9号により免除する。

#### 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

#### 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 9 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ 赤嶺

〒901-1105 南風原町字新川650

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

## 令和 8 年度 次亜塩素酸ソーダ補充業務委託 仕様書

- 1 薬品補充場所 那覇市し尿等下水道放流施設  
(浦添市伊奈武瀬 1 丁目 5 番 11 号)
- 2 契約期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- 3 契約方法 1 kg 当たりの単価契約とする。
- 4 薬品の種類及び規格 薬品の種類 次亜塩素酸ソーダ  
規格 12%
- 5 薬品補充方法
  - (1) 原則として薬品ごとに専用のタンクローリでの補充とする。車両には一種類の薬品を積載すること。
  - (2) 指定された期日に指定した量をタンク等に補充すること。
- 6 報告書の提出及び請求  
補充を行った月ごとに請求書及び薬品補充報告書(指定様式)で翌月に報告すること(納品書添付)。納品書には施設名を記入すること。
- 7 各月の委託料は、下記の計算式で算出した(1)と(2)を加算した額とする。
  - (1) 当該月の薬品補充量×契約単価(1円未満切り捨て)
  - (2) 上記(1)×10%(消費税)(1円未満切り捨て)
- 8 年間補充予定量 約 26,840 kg  
(※ただし、補充の義務は負わないものとする。)
- 9 その他
  - (1) 契約業者は、車両、関係法令(毒物及び劇物取締法等)を遵守するとともに、機械等を操作・移動する場合は、安全確認を十分に行うこと。作業中において事故があった場合、所要の措置を講じるとともに、事故発生原因及びその経過内容について速やかに係員に報告すること。
  - (2) 契約業者は、納入時に際し、し尿等下水道放流施設の機器等に損害を与えた場合、その補償をするものとする。
  - (3) 本仕様書に記載なき事項については、那覇市と協議の上決定すること。

那覇市公告第 790 号  
令和 8 年 2 月 25 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 受入槽・沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託  
（し尿等下水道放流施設）
- (2) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設  
（浦添市伊奈武瀬 1－5－11）
- (4) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (5) 最低制限価格は設定しない。
- (6) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 3 時 30 分
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して FAX にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 那覇市の建設工事等業者名簿「令和 7・8 年度業者登録名簿」に登録済の県内業者。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第に規定する者に該当しない者であること。

## 5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

## 6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 9 号により免除する。

## 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

## 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。

施設の見学は令和 8 年 3 月 10 日までとする。

## 10 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ 赤嶺

〒901-1105 南風原町字新川 650

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

## 受入槽、沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託 仕様書

- 1 件 名 受入槽、沈砂槽等汚泥 収集・運搬業務委託
- 2 採取場所 那覇市し尿等下水道放流施設  
(浦添市伊奈武瀬 1 - 5 - 11)
- 3 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで  
※ただし、作業は土曜日に行うものとする。
- 4 採取回数 3 回
- 5 業務委託 那覇市し尿等下水道放流施設受入槽、沈砂槽等の性能維持のため、槽の清掃及び汚泥収集、処分場への汚泥運搬を委託する。
- 6 業務概要 受入槽、沈砂槽等  
1 回の汚泥採取量 約 5 0 0 kg (見込)
- 7 作業方法 本業務について下記のとおり厳密に実施するものとする。
  - (1) 付近住民の陳情及び苦情等の申し出があったときは速やかに担当職員に報告しなければならない。
  - (2) 作業における労務管理は万全に行い、事故を未然に防止するように常に心がけ万一事故が発生した場合は、請負業者が責任を持って適切に処理すること。
  - (3) 作業にあたっては、槽内のガスに十分注意し、ガス抜き空気圧送及びガス警報器等を使用すること。
  - (4) 作業は必ず監督者と緊急時の連絡員を配置すること。
  - (5) 槽内に入る作業員は、防護機能のある作業服・ヘルメット・マスク等を着用すること。
  - (6) 採取をした汚泥は運搬先の事業場(処分事業場)が受入を認める状態(乾燥)になるまで保管すること。このとき周辺環境への配慮を怠らないこと。
  - (7) 作業で生じた残渣等は、受託者の責任で廃棄処分すること。
  - (8) その他、本仕様書に記載なき事項については、双方協議の上で決定する。
- 8 提出書類 採取作業を 1 回行うごとに下記書類を提出する。
  - (1) 着手届
  - (2) 現場代理人及び主任技術者届
  - (3) 完了届
  - (4) 業務写真
  - (5) 報告書(マニフェスト)

那覇市公告第 797 号  
令和 8 年 2 月 27 日  
掲 示 済

公告の訂正について

令和 8 年 2 月 16 日付け那覇市公告第 740 号にて公告した令和 8 年度那覇市庁舎等清掃業務及び警備業務委託に係る入札の実施について、次のように訂正があるので公告する。

那 覇 市 長 知 念 覚  
那覇市上下水道事業管理者 屋比久 猛義

一 訂正事項

1 入札公告

二 訂正する項目

1 入札公告

訂正箇所	訂正の内容	
	訂正前	訂正後
2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項	(1) ②警備業務にあつては、1号警備の登録を受けていること。なお、警備業務委託案件一覧(別表2)の案件番号3「那覇市保健所施設警備業務委託」については、1号警備及び2号警備の登録を受けていること。	(1) ②警備業務にあつては、1号警備の登録を受けていること。なお、警備業務委託案件一覧(別表2)の案件番号4「那覇市保健所施設警備業務委託」については、1号警備及び2号警備の登録を受けていること。
9 落札の件数制限	(令和6年度以前の契約で複数年契約(長期継続契約等)は、落札の件数制限の対象とはしない。)	(令和7年度以前の契約で複数年契約(長期継続契約等)は、落札の件数制限の対象とはしない。)

那覇市公告第 817 号  
令和 8 年 3 月 3 日  
掲 示 済

制限付一般競争入札（事後審査型）の実施について

次のとおり制限付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条の規定により公告する。

那覇市長 知念 覚

1 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 令和 8 年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託
- (2) 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 履行場所 那覇市し尿等下水道放流施設  
(浦添市伊奈武瀬 1 - 5 - 11)
- (4) 業務内容 別紙「令和 8 年度 那覇市し尿等下水道放流施設維持管理業務委託仕様書」のとおり
- (5) 最低制限価格は設定しない。
- (6) 当該競争入札は、競争入札参加資格の審査を入札執行後に行う事後審査型である。

2 入札執行の日時及び場所

- (1) 日 時 令和 8 年 3 月 19 日（木）午後 2 時
- (2) 場 所 那覇市クリーン推進課 会議室  
※郵送による入札は認めない。
- (3) 特記事項 この公告は、令和 8 年度当初予算成立を前提とした年度開始前の事前準備手続であり、本入札案件は、令和 8 年度当初予算成立後に効力を生じる案件である。那覇市議会により当該予算に係る議決が延期又は否決された場合は、入札を延期又は中止する場合がある。

3 入札説明会

入札説明会は実施しませんので、入札案内及び仕様書に不明な点がありましたら、質問書に記入して FAX にて問い合わせください。

入札案内及び仕様書、入札書、委任状、質問書の様式は那覇市ホームページよりダウンロードできます。

## 4 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 本業務に際し、本公示及び仕様書に基づき業務を確実に履行できる者であること。
- (2) 那覇市法制契約課に R 7・R 8 年度の委託業者又は工事業者で登録されていること。
- (3) 沖縄本島に本社又は営業所があること。
- (4) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市建設工事等の請負契約に係る指名停止に関する要領に基づく指名停止の措置を受けている期間がないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項に規定する者に該当しない者。

## 5 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号により免除する。

ただし、落札者が正当な理由なく契約を締結しないときは、損害賠償金として、入札金額の 100 分の 5 を那覇市に納付すること。

## 6 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 9 号により免除する。

## 7 入札・落札に関する事項

別紙「入札の心得」を参照すること。

## 8 入札金額に係る消費税の扱い

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する金額を加算した額（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするため、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、見積もった金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 9 対象施設の事前見学

対象施設を事前に見学希望する場合は、下記担当者へ問合せのうえ日程の調整を行うこと。施設の見学は令和 8 年 3 月 10 日までとする。

## 10 問い合わせ先

那覇市環境部クリーン推進課管理グループ 赤嶺

〒901-1105 南風原町字新川 650

TEL：098-889-3567 FAX：098-888-1274

## 令和8年度 那覇市し尿等下水道放流施設 維持管理業務委託 仕様書

## （目的）

- 1 本仕様書は、那覇市し尿等下水道放流施設（以下「施設」とする。）の維持管理業務（以下「業務」という。）について、那覇市し尿等下水道施設管理要綱（以下「要綱」とする。）及び契約書に定めるほか、必要な委託基準を定めることを目的とする。なお、那覇市を「甲」、受託者を「乙」とする。

## （施設等）

- 2 施設の住所及び範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 住所 浦添市伊奈武瀬1-5-11
  - (2) 範囲 主要設備及びそれに付帯する設備

## （業務時間）

- 3 業務時間は、次のとおりとする。
  - (1) 乙は、要綱で定める施設稼働日において業務を適切に行うこと。ただし、1月1日から1月3日までの間については、巡視を1回行うこととする。
  - (2) 乙は、前号にかかわらず、台風等の自然災害、事故及び施設の運転に支障のある故障等の緊急時には随時対応するものとする。

## （資格）

- 4 乙は、業務内容を適正かつ的確に実施できる人員を配置し、業務従事者は次の資格を有していなければならない。
  - (1) 第2種酸素欠乏危険作業主任者
  - (2) 特定化学物質作業主任者

## （業務内容）

- 5 乙の業務内容は、次のとおりとする。施設の範囲、内容及び点検実施方法は、別紙、主要設備及び保守点検実施事項に定めるとおりとする。
  - (1) 施設の運転、維持管理
    - ① 搬入車両の誘導と計量、計量データの記録、整理、報告、及び保管。
    - ② し尿・浄化槽汚泥等の搬入者が提出する清掃記録票の整理及び提出。
    - ③ 放流水の水質が除外施設の下水道放流水質規定に適合するように施設の各設備を運転する。
    - ④ 脱臭設備を地域の臭気規定に適合するように施設の各設備を運転する。
    - ⑤ し尿等を施設の処理能力の範囲内で延滞なく処理する。
    - ⑥ し尿等の処理により発生する汚泥を延滞なく脱水処理する。
    - ⑦ 排出設備から出る汚泥等を、甲の指示する方法で、貸与車両により焼却場所へ搬出する。なお、搬出・運搬時に臭気漏れの恐れがあるときは、臭気対策に努める。
    - ⑧ 各設備は、定められた方法で適正に操作する。
    - ⑨ し尿等の処理に要する薬品等は、適正に使用し、経費の節減に努める。
    - ⑩ し尿等の処理に要する薬品等の補充、脱臭塔の活性炭の取替については、納期を勘案し、業務に支障がないよう事前に品名、数量及び日時を明確にし、

甲に支給を依頼する。

- ⑪ 勤務終了時の施設の各窓、扉及びゲート施錠の確認。
- ⑫ 機械警備のセット及びリセット。
- ⑬ 業務日報、週報、月報、排出汚水量の報告、その他必要な書類の作成及び提出。

(2) 各設備の保守点検

- ① 各設備の故障、事故等を未然に防止するため、施設内設備の取扱説明書に基づき保守点検を実施する。
- ② 保守点検等で発見された故障箇所、不良箇所、または事故の発生した箇所については応急処置を施し、甲に速やかに報告する。

(3) 軽易な修理等

- ① 保守点検等で発見された箇所、不良箇所等について、支給原材料などにより、乙が現場で可能なものの修理、調整、分解掃除及び部品取替。
- ② 乙は、支給原材料などにより、乙が現場で可能な設置、改良、造作を甲の承認を得て実施する。ただし、緊急の場合は、応急処置を施し、甲に速やかに報告する。
- ③ 乙は、甲の承認を得て実施した修理、設置、改良、造作を施したものは、写真撮影し報告する。

(4) 施設の清掃等

- ① 施設の景観を保つよう、施設内の側溝の清掃及び草刈り等を実施する。
- ② 施設を快適に利用できるよう、施設内の床、トイレ等を清潔に保つよう、日常的に清掃を実施すること。

(5) その他

- ① 施設見学者への説明、案内の実施。
- ② し尿・浄化槽受入槽及び下水道清掃汚泥受入槽の清掃時に必要に応じて作業立会を行う。
- ③ 甲乙の協議を経て確認された施設維持管理のために必要な作業。

(業務報告)

- 6 乙は、業務内容を明らかにするため、業務日報、週報、月報、排出汚水量の報告、その他甲の指示する内容を紙文書で報告する。また、甲が求めれば、乙は報告書の電子データを提出する。

(経費負担)

- 7 委託業務の履行に必要な経費のうち、光熱水費・通信費および修繕料は、甲が負担する。

(設備等の貸与)

- 8 甲が乙に業務を行うために無償で貸与する設備は、次のとおりとする。

- (1) 事務室、FAX 機能付電話機
- (2) シャワー室、更衣室
- (3) トイレ
- (4) 倉庫、工作室
- (5) 湯沸室
- (6) その他甲が必要と認める設備

---

（物品、消耗品等の管理）

- 9 乙は、甲が指示する物品、消耗品等について、使用時期、使用量、在庫量等が明確になるよう、常に整理し保管するものとする。

（緊急時の体制）

- 10 乙は、重大事故、施設の運転に支障のある重大故障等の緊急時に備え、従業員を非常招集できる体制を確立しておかなければならない。

（火災等発生時等の対応）

- 11 火災等発生時、台風、地震、津波等の災害発生時の対応マニュアルは、甲が定める。

（立入の制限）

- 12 乙は、維持管理上及び安全衛生管理上、関係者以外の者及び車両をみだりに立ち入らせてはならない。

（業務の引継）

- 13 業務の引継については、次のとおりとする。
- (1) 乙は、業務開始までに、業務の遂行に支障をきたすことのないよう業務の引継を終えておかなければならない。
  - (2) 乙は、業務満了の日以前30日を限度とする期間において、後任の受託者に対し、技術指導を行わなければならない。
  - (3) 前2号の業務に要する費用は、技術指導を受ける者の負担とする。

（疑義）

- 14 この仕様書の定める事項について疑義が生じた場合及び業務の遂行にあたり不明な事項については、甲乙協議の上決定するものとするが軽微な事項は甲の指示による。

## 主要設備及び保守点検実施事項

## 1 主要設備

- (1) 受入設備(下水道清掃汚泥受入設備を含む。)
- (2) 前処理設備
- (3) 固液分離設備
- (4) 希釈放流設備
- (5) 雨水再利用設備
- (6) 薬品注入貯留設備
- (7) 搬出設備
- (8) 脱臭・換気設備
- (9) 電気、計装設備
- (10) 計量設備
- (11) その他、関連設備

## 2 保守点検実施事項

施設の保守点検実施事項の詳細は、各取扱説明書による。主要機器の点検概要は、下記を基本とする。

機 器	保 守 点 検 実 施 事 項
機械設備	
受入口	ホース洗浄状況・ホースクランプの確認及び清掃
真空ポンプ	封水の確認、真空圧確認
沈砂除去装置	沈砂吸引・洗浄・水切り・搬出作業、各弁作動確認
下水道清掃汚泥受入口 バーススクリーン	スクリーン残渣搔上、受入口内清掃、残渣等排出作業
ブローア	分配空気量の確認、吐出圧・温度・油量の確認
水中ポンプ	吐出量の確認、インペラ部の引上確認
破碎ポンプ	自動給油器・温度の確認
計量槽	流量確認、内部清掃
スクリーン	除渣状況の確認、スクリーン目詰まり確認
スクリュープレス	脱水し渣水分確認、内部洗浄、油温度確認
コンベア	テンション確認、フライト確認
ホッパ	レベル計確認、油量の確認
温水洗浄装置	水温確認、ヒータ電流・過熱確認
一軸ネジ式ポンプ	圧力確認、移送・供給量の確認
液体サイクロン	差圧確認、沈砂分離状態確認
渦巻ポンプ	Vベルト・カップリングの確認、油量確認
ベビコン	Vベルト・油量確認、ドレン抜き確認、作動圧の確認
固液分離機	フロック状態の確認、脱水汚泥の水分確認、分離液確認
給水装置	発停状態の確認、給水フロートの確認

脱水助剤自動溶解装置	攪拌・溶解状態の確認、助剤補給、給粉部清掃
薬品貯留槽	貯留量の確認、薬品の受入・補充溶解
薬品注入ポンプ	圧力の確認、移送量の確認
袋詰装置	フィード状態の確認、シール状態の確認
リフター	稼動状況の確認
雨水ろ過装置	圧力確認、逆先作業
ファン	Vベルト・油量確認、ドレン抜き確認、吐出圧の確認
洗浄塔	Ph、次亜塩素酸濃度確認、散水状態・補給水の確認
ミストセパレータ	ドレンの確認、漏れの有無
活性炭吸着塔	ドレンの確認、漏れの有無
脱臭管	流速の確認、ダンパ開度調整
機器全般	漏れの有無、振動、異音、悪臭の有無、電圧・電流の確認
建築設備	
自動ドア	開閉状況確認、安全装置確認、振動、異音の有無
シャッター	開閉状況確認、振動、異音の有無
各槽	水質・水位・スカム等の状況確認
電気計装設備	
各操作盤	球切れの有無、盤面の清掃、異常警報の確認
ph 計	指示値の確認、電極の洗浄、校正
次亜塩素酸濃度計	指示値の確認、センサーの洗浄、校正
流量計	ゼロ値確認、指示値変動の確認
水位計	ゼロ値確認、指示値変動の確認
施設全体	腐食状況、破損の有無、清掃及び整理整頓

### 3 設備維持管理上の必要に応じて次の事項を実施する。

#### 各操作盤の清掃

- (1) 前処理機器・固液分離機の内部清掃
- (2) ph 計の洗浄及び校正
- (3) 給油箇所への注油
- (4) 各室内ユニットのフィルター点検及び清掃
- (5) 薬品注入設備の錆等の状況、漏洩の有無、タンク廻り確認
- (6) 配管内閉塞物の清掃
- (7) 各機器ドレン抜きの実施主要設備及び保守点検実施事項

那覇市公示第 888 号  
令和 8 年 3 月 16 日

## 制限付一般競争入札の実施について

「令和 8 年度 那覇市消防局 感染性・非感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託」の制限付一般競争入札を実施する。よって地方自治法施行令第 167 条の 6 及び那覇市契約規則第 4 条に基づき次のとおり公告する。

那覇市長 知念 覚

## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件 名：令和 8 年度 那覇市消防局 感染性・非感染性廃棄物収集運搬及び処理業務委託
- (2) 履行期間：契約の締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (3) 業務概要：別紙仕様書のとおり。
- (4) 備 考：本委託は紙による入札を行う。

## 2 入札参加資格

次に掲げる条件を、すべて満たしている有資格業者であること。

- (1) 沖縄県から産業廃棄物収集運搬業許可証を受けているもの。
- (2) 沖縄県から産業廃棄物処分業許可証を受けているもの。
- (3) 沖縄県から特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証を受けているもの。
- (4) 沖縄県から特別管理産業廃棄物処分業許可証を受けているもの。
- (5) 公告日から入札執行日までの間に、本市から那覇市物品購入等入札参加資格審査及び指名選定要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 本市の市税の納税義務がある者にあつては、その市税に滞納がないこと。
- (7) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号の暴力団員又は同条第 2 号の暴力団もしくは同条第 6 号の暴力団員と密接な関係を有するものでないこと。

## 3 入札参加資格の確認申請書等の提出

本競争の参加希望者は、制限付一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び関係書類（以下「資格審査資料」という。）を持参により提出し、競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び資格審査資料を提出しない者並びに資格がないと認められた者は、本競争に参加できない。

- (1) 申請書及び資格審査資料の提出期間等  
ア 提出期限：令和 8 年 3 月 23 日(月)午後 2 時まで

※ただし午後 12 時 00 分～午後 1 時 00 分、土日祝日を除く。

- イ 提出場所：那覇市消防局 4 階 救急課 (那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号)  
電話番号 098-867-1199
- ウ 提出方法：持参によるものとする。
- エ 提出書類：① 制限付一般競争入札参加申請書 (市様式)  
② 登記事項証明書 (履歴事項証明書)  
③ 印鑑証明書  
④ 納税証明書 (完納証明書)  
⑤ 暴力団、暴力団員に関係していない旨の誓約書 (市様式)  
⑥ 過去 2 年間の業務実績 (市様式)  
⑦ 使用印鑑届 (市様式)  
⑧ 産業廃棄物収集運搬業許可証 (写し)  
⑨ 産業廃棄物処分業許可証 (写し)  
⑩ 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証 (写し)  
⑪ 特別管理産業廃棄物処分業許可証 (写し)

#### 4 仕様書等の配布期間及び配布方法

- (1) 配布期間：令和 8 年 3 月 19 日 (月) から令和 8 年 3 月 23 日 (月) まで。  
受付時間：午前 9 時 00 分 ～ 午後 5 時 00 分  
※ただし午後 12 時 00 分～午後 1 時 00 分、土日祝日を除く。  
※令和 8 年 3 月 23 日 (月) は、午後 12 時 00 分で配布を終了する。
- (2) 配布方法：那覇市消防局にて受け取り又は那覇市ホームページに掲載する仕様書等をダウンロードして下さい。  
※FAX、郵送での配布は行いません。

#### 5 入札説明会

入札説明会は実施しません。

#### 6 本案件に関する質問・回答

- (1) 質問期限：令和 8 年 3 月 19 日 (木) 午後 2 時 00 分
- (2) 質問方法：質問書を FAX 又はメールで提出すること。  
送付後は、必ず電話にて到達確認をすること。
- (3) 質問先：那覇市消防局 救急課 中村  
E-MAIL naha\_f\_kyu001@city.naha.lg.jp (救急課代表メール)  
TEL 098-867-1199 FAX 098-869-1190
- (4) 回答日：令和 8 年 3 月 24 日 (火) 参加者全員に FAX で回答します。

#### 7 入札 (開札) の場所及び日時

- (1) 日 時：令和 8 年 3 月 25 日 (水) 午後 2 時 00 分から
- (2) 場 所：那覇市消防局 4 階 会議室 2 (那覇市銘苅 2-3-8)
- (3) 入札方法：直接投函
- (4) 必要書類：ア 入札書 (市様式)  
イ 代理人が入札する場合は、委任状 (市様式)

## 8 入札書の記載方法

- (1) 入札書には、自己の見積もった金額の 110 分の 100 に相当する額を記載すること。

この金額に 100 分の 10 に相当する金額を加算した金額（この金額に 1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる）が契約金額となる。

- (2) 入札金額の計算については、仕様書記載のとおり。

## 9 入札保証金

那覇市契約規則第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき免除する。ただし、落札者が契約を締結しないときは、損害賠償金として入札金額の 100 分の 5 以上の額を那覇市に納付しなければならない。

## 10 契約保証金

那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 9 号に基づき免除する。

## 11 入札の無効に関する事項

那覇市契約規則第 14 条各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

## 12 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。  
(2) 同額の入札を行った入札参加者が 2 者以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。  
(3) 入札執行は 3 回までとする。

## 13 入札結果の公表

開札に立ち会った入札者に公表する。

## 14 問い合わせ先

〒900-0004 沖縄県那覇市銘苅 2 丁目 3 番 8 号  
那覇市消防局 救急課救急指導係 中村 広康  
電話番号 098-867-1199  
FAX 番号 098-869-1190

## 上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 28 号  
令和 8 年 3 月 4 日  
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

指定番号	第 488 号
指定工事店名	株式会社フジ設備工業
営業所所在地	沖縄市桃原一丁目 4 番 20 号
代表者氏名	仲村 章

那覇市上下水道局告示第 29 号  
令和 8 年 3 月 4 日  
掲 示 済

## 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第 11 条に基づき次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第 11 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者  
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市排水設備指定工事店新規指定

指定 (登録) 番号	指定工事店名	営業所所在地	代表者 指定の有効期間
591	株式会社中島工業	宜野湾市伊佐 3 丁目 4 番 5 号	肆手盛 準 自 令和 7 年 11 月 4 日 至 令和 12 年 3 月 31 日
592	沖縄タイキ株式会社	南風原町字新川 95 番地	山城 靖 自 令和 7 年 11 月 21 日 至 令和 12 年 3 月 31 日
593	仲里設備工業	南風原町字兼城 130 番地	仲里 和晃 自 令和 7 年 12 月 23 日 至 令和 12 年 3 月 31 日
594	有限会社喜友名総合 設備	宜野湾市喜友名 1 丁目 29 番 11 号	新垣 巖 自 令和 8 年 1 月 28 日 至 令和 12 年 3 月 31 日
595	株式会社クレア	浦添市内間 1 丁目 14 番 22 号	松田 さやか 自 令和 8 年 2 月 12 日 至 令和 12 年 3 月 31 日

**選挙管理委員会告示**

那覇市選挙管理委員会告示第 46 号  
令和 8 年 1 月 26 日  
掲 示 済

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴う  
指定在外選挙投票区について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 3 第 2 項及び公職選挙法施行  
令（昭和 25 年政令第 89 号）第 23 条の 2 第 2 項の規定により、指定在外選挙投票  
区を次のとおり指定した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

投票区	投票所	所在地
第 31 投票区	那覇市役所本庁舎 1 階	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第 47 号  
令 和 8 年 1 月 2 6 日  
掲 示 済

衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙に伴う  
在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 49 条の 2 第 4 項の規定により読み替えて適用される同法第 48 条の 2 第 1 項により、指定在外選挙投票区を次のとおり指定したので、同法施行令第 65 条の 13 第 4 項により告示する。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前 原 常 雄

期日前投票所名	投票所に充てる施設の名称	所在地
期日前第 1 投票所	那覇市役所本庁舎 1 階	那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市選挙管理委員会告示第48号  
令和8年1月26日  
掲 示 済

ポスター掲示場の設置場所について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第4項の規定によるポスター掲示場を次のとおり設置した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

- 1 設置場所 別紙のとおり

NO	掲示場 番号	住所	設営場所(詳細)
1	1-1	那覇市首里石嶺町4-208-7	コーポアアシス側ガードレール
2	1-2	那覇市首里石嶺町4-360-8	石嶺小学校前ガードパイプ(転落防止柵)
3	1-3	那覇市首里石嶺町4-260	石嶺児童園フェンス
4	1-4	那覇市首里石嶺町4-173-52	明星団地公園入口(新里宅向い)
5	1-5	那覇市首里石嶺町4-241-1	石嶺ちびっこ公園柵
6	1-6	那覇市首里石嶺町4-335	石嶺保育園近く
7	1-7	那覇市首里石嶺町4-97-5	もりやま小児科隣 転落防止柵
8	1-8	那覇市首里石嶺町4-221-20	ドラックイレブン首里石嶺店向いガードレール
9	2-1	那覇市首里石嶺町2-70	石嶺団地北バス停近く
10	2-2	那覇市首里石嶺町2-70-9	石嶺市営住宅駐車場棟転落防止柵
11	2-3	那覇市首里石嶺町2-59-6	メゾン幸向い ガードパイプ
12	2-4	那覇市首里石嶺町2-204-2	ガードレール
13	2-5	那覇市首里石嶺町2-222-4	諸見里宅前ガードレール
14	2-6	那覇市首里石嶺町2-198-1	首里高校野球場前県道沿いフェンス
15	2-7	那覇市首里石嶺町2-168-16	石嶺南公園前(仲村宅向い)
16	2-8	那覇市首里石嶺町2-112	那覇バス石嶺営業所前バス停後ろ転落防止柵
17	3-1	那覇市首里末吉町1-2-10	昭和橋転落防止柵
18	3-2	那覇市首里石嶺町1-5	城北小学校体育館前柵(フェンス)
19	3-3	那覇市首里石嶺町1-61-2	国家公務員宿舎首里住宅1号棟前ガードレール
20	3-4	那覇市首里石嶺町1丁目112	城北中学校正門隣りフェンス
21	3-5	那覇市首里石嶺町3-178	首里東高校サブグラウンド沿いフェンス
22	3-6	那覇市首里石嶺町3-35	大興ビル隣の契約駐車場前道路フェンス
23	3-7	那覇市首里石嶺町1丁目133-1	石嶺駅前転落防止柵
24	3-8	那覇市首里平良町2-79	歩道向け
25	4-1	那覇市首里大名町3-35	大名市営住宅A棟

26	4-2	首里大名町1-226	ローズガーデンヒル首里側ガードパイプ
27	4-3	那覇市首里大名町3-35	大名市菅住宅D棟
28	4-4	那覇市首里平良町1-44	首里の米屋 米ふぁみりい向かい
29	4-5	那覇市首里大名町2-75	大名児童館駐車場転落防止柵
30	4-6	那覇市首里大名町2-83	富名腰宅前ガードパイプ
31	4-7	那覇市首里大名町3-99	石嶺マンション向い転落防止柵
32	5-1	首里当蔵2-8-2	首里公民館前横フェンス
33	5-2	那覇市首里儀保町1-19	知念宅前フェンス下の橋横
34	5-3	那覇市首里汀良町1-44	汀良児童公園前ガードレール(我如古宅向い)
35	5-4	那覇市首里赤平町1-49	有料老人ホーム首里苑赤平館隣フェンス
36	5-5	首里当蔵3-35	上地家横(転落防止柵)
37	5-6	首里汀良町2-55	首里中学校運動場側フェンス
38	5-7	那覇市首里赤平町1-1	赤平町自治会公園(らくだ公園)柵
39	6-1	那覇市首里崎山町3-34	コルネットハウス前
40	6-2	那覇市首里崎山町4-222	芸大崎山キャンパス横(フェンス)
41	6-3	那覇市首里崎山町1丁目	崎山公園前(島袋宅向い)
42	6-4	那覇市首里崎山町4丁目86	展望台近く
43	6-5	那覇市首里崎山町3丁目	首里崎山駐車場入口フェンス
44	6-6	那覇市首里鳥堀町3-67-21	プラスデンタルクリニック隣 転落防止柵
45	6-7	那覇市首里崎山町4丁目35番2号	城南小学校正門横フェンス
46	7-1	那覇市首里大中町2-26-17	亀谷宅斜め前植栽
47	7-2	那覇市首里桃原町1-5-3	スポーツショップキタムラ右隣橋の欄干
48	7-3	那覇市首里真和志町1-2-1	龍潭池転落防止柵
49	7-4	那覇市首里真和志町1-5	龍潭池転落防止柵
50	7-5	那覇市首里山川町2-1-4	友利宅向い柵
51	7-6	那覇市首里金城町3-68	石畳前バス停近くの柵

52	7-7	那覇市首里金城町4-71-10	東洋PR向いのフェンス
53	8-1	那覇市首里寒川町2丁目4	石川パーキング前ガードレール
54	8-2	那覇市首里寒川町2-27-2	ガードフェンス(外側)
55	8-3	那覇市首里山川町3-4-1	野里ハイツ道向いガードフェンス
56	8-4	那覇市首里山川町1-64	饒波アパート前ガードフェンス
57	8-5	那覇市首里寒川町1-19	盛島宅向いガードレール
58	8-6	那覇市首里寒川町1-13-2	勝連宅向いガードレール
59	8-7	那覇市首里山川町1-60-2	びんがた工房向かいガードレール
60	9-1	那覇市古島2-31-1	那覇市立病院立体駐車場側フェンス
61	9-2	那覇市古島2-31-1	市立病院めばえ保育園前
62	9-3	那覇市古島1-19-1	宇久増公園内(草地)かねひで駐車場向い
63	9-4	那覇市松島2丁目	宝口公園WC横
64	9-5	那覇市古島1-16-1	セントスヴェリエ上地付近ガードパイプ
65	9-6	那覇市古島2-21-1の隣	大神公園 東側草地
66	9-7	那覇市古島1丁目	宇久増公園内の木柵(自治会事務所近く花壇左)
67	9-8	那覇市古島1丁目	モノレール古島駅出入口側仲本病院向かいガードパイプ
68	10-1	那覇市首里末吉町1-152-9	末吉公園入口左側の県道沿いの柵
69	10-2	那覇市首里末吉町1-195	高山砂販売右隣ガードフェンス
70	10-3	那覇市首里末吉町4-6-4	コーポ比嘉契約駐車場ガードレール(道路側)
71	10-4	那覇市古島1丁目	末吉西公園の植栽(エスベランザ向い)
72	10-5	那覇市古島1丁目(古島インター交差点)	歩道橋下のガードパイプ
73	10-6	那覇市首里末吉町4丁目	末吉東児童公園トイレ近く植栽
74	10-7	那覇市首里末吉町2丁目14	末吉老人福祉センター前の川沿いガードパイプ
75	11-1	那覇市真嘉比1丁目2	おもろまち駅東口交通広場南側ガードパイプ
76	11-2	那覇市真嘉比2-35-21	バイパス荘前ガードフェンス
77	11-3	那覇市真嘉比1-9	オアシスマカビ向いガードレール

78	11-4	那覇市字真嘉比1-17-1	真嘉比小学校正門道路標識後ろのフェンス
79	11-5	那覇市真嘉比1-6-15	グランディールAミレーヤ向いガードレール
80	11-6	那覇市真嘉比2-6-3	オーシャンパレス向かいガードレール
81	11-7	那覇市字真嘉比	真嘉比中央公園緑地(ユニオン駐車場向い)
82	12-1	那覇市字安里154	ファミリーYS前ガードパイプ
83	12-2	那覇市字安里121	一方通行植栽横ガードパイプ
84	12-3	那覇市字安里111	タマキパーキング前ガードパイプ
85	12-4	那覇市字安里167	県道251号線上バイパス歩道
86	12-5	那覇市字安里137-5	安里公園地域掲示板横
87	12-6	那覇市字安里99	宮城マンション隣駐車場前ガードレール
88	12-7	那覇市字安里44-3	ブレイズ安里前ガードパイプ
89	13-1	那覇市松川389	我喜屋鉄工前ガードフェンス
90	13-2	那覇市繁多川3-10-1	松城中校門前ガードレール
91	13-3	那覇市繁多川3-4-40	繁多川市営住宅
92	13-4	那覇市松川3-23-53	ユタカハイム2前の車道側ガードフェンス
93	13-5	那覇市繁多川3-7-15	モデルマホンダ横寒川前原橋の橋柵(バイク屋側)
94	13-6	那覇市繁多川2-4-19	伊野波宅裏の道向いガードパイプ
95	13-7	那覇市松川3-20	沖縄工業高校フェンス
96	13-8	那覇市繁多川1-16-30	県営繁多川高層住宅入り口前公園フェンス
97	14-1	那覇市松川301-8番地	カサ・リベラ横の転落防止柵
98	14-2	那覇市松川2-4-1	泉産業ビル側大道橋の欄干
99	14-3	那覇市松川2-14-46	知名宅前ガードレール
100	14-4	那覇市三原2-7-23	山城ビル向かいガードパイプ
101	14-5	那覇市字松川314	松川西バス停後ろの転落防止柵
102	14-6	那覇市三原2-21-11	松川公園内柵(公園内側より車道側向)
103	14-7	那覇市三原2-26-7	前ガードパイプ

104	14-8	那覇市松川2-8-25	シティヒル 原側指帰橋の欄干
105	15-1	那覇市字大道88-17	照屋宅向いガードレール
106	15-2	那覇市字大道164-3	ライオンズマンション前ほたる橋欄干
107	15-3	那覇市字大道146-1	大道小学校体育館横大道練兵橋の欄干
108	15-4	那覇市字大道158	真和志中学校グラウンド側ガードパイプ
109	15-5	那覇市字大道158	真和志中体育館前ガードパイプ
110	15-6	那覇市字安里386	安里十字路駐車場柵(歩道側)
111	15-7	那覇市字松川771	道向いフェンス(サンエー食品館三叉路前)
112	15-8	那覇市寄宮2-32-1	真和志庁舎向いの転落防止柵
113	16-1	那覇市繁多川4-19	公園内のガードパイプ
114	16-2	那覇市繁多川4丁目9-64	むつみ荘前のガードパイプ
115	16-3	那覇市真地182-3	真和志高校前バス停ガードパイプ
116	16-4	那覇市繁多川2-14-7	繁多川ハイツ隣の畑前のガードフェンス
117	16-5	那覇市繁多川3-14-16	アーバン繁多川道向かいガードレール
118	16-6	那覇市繁多川5-5-35	Fステージ繁多川横ガードレール
119	16-7	那覇市繁多川5-2	大石公園内川沿いフェンス
120	16-8	那覇市字真地195-2	第二真地橋近くガードパイプ
121	17-1	那覇市識名2-13-46	(有)スリーエイト隣歩道側ガードフェンス(嘉数宅向い)
122	17-2	那覇市識名3-19-12	マンション識名12前市道側ガードレール
123	17-3	那覇市識名3-18-33	国吉アパート斜め前ガードレール(バス停そば)
124	17-4	那覇市繁多川5-5-1	波平アパート隣ガードレール
125	17-5	那覇市繁多川5-21-24	旧南納骨堂の後ろ
126	17-6	那覇市繁多川5-21-24	霊園内広場
127	17-7	那覇市識名1-12-15	金城宅横ガードレール
128	17-8	識名1-663	大石公園内
129	18-1	那覇市長田2-24-6	中尾宅向いガードレール

130	18-2	那覇市長田2-14	長田西公園内
131	18-3	那覇市長田2-14	長田西公園内
132	18-4	那覇市長田2-33-44	長田南公園内フェンス
133	18-5	那覇市長田2-32-23	玉商ビル I 向いガードレール
134	18-6	那覇市字国場405	沖縄大学アネックス共創館横ガードパイプ
135	18-7	那覇市上間1-15	溜池横ガードレール(大城アパート向い)
136	18-8	那覇市長田1-22	長田北児童公園の柵
137	19-1	那覇市字仲井真394-39	仲井真交差点の植栽
138	19-2	那覇市字国場14	渡嘉敷宅前歩道側フェンス
139	19-3	那覇市字国場102	玉城宅横の国場多目的広場前フェンス
140	19-4	那覇市字仲井真357-1	ココパレス前国道の歩道側フェンス
141	19-5	那覇市字仲井真133	シュー・プラザ那覇国場十字路口店横歩道の後方柵
142	19-6	那覇市字仲井真257-2	コーポ城間前国道の歩道側フェンス
143	19-7	那覇市字上間538-1	レオパレスちゅら前の歩道内側フェンス
144	19-8	那覇市字国場251-5	公園 トイレ前ガードパイプ
145	20-1	那覇市字識名1253-1	公園内
146	20-2	那覇市字識名1227	那覇市民体育館第3駐車場横歩道転落防止柵
147	20-3	那覇市字上間196	一日橋横歩道の転落防止柵
148	20-4	那覇市字識名1103-4	安里宅向かいのフェンス
149	20-5	那覇市字真地313	真地小学校フェンス
150	20-6	那覇市字真地313	真地小横ガード柵
151	20-7	那覇市字真地277	真地団地12棟前フェンス
152	21-1	那覇市字国場1171	おもしろ公園の柵(トキ契約駐車場向い)
153	21-2	那覇市字国場1164	与儀元気公園の柵(かかず契約駐車場向い)
154	21-3	那覇市字国場869-1	テラス東門前ガードフェンス
155	21-4	那覇市字国場703	国場りょうぼう駐車場前の植栽

156	21-5	那覇市宇国場747	沖縄尚学高校グラウンド前歩道ガードパイプ
157	21-6	那覇市長田1丁目-13-65	寄宮中学校裏
158	21-7	那覇市宇国場1084-4	歩道奥にある転落防止柵
159	21-8	那覇市宇国場878	ライダーショップナカモト裏のガードフェンス
160	22-1	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校横ガードパイプ
161	22-2	那覇市寄宮3-1-1	真和志小運動場前ガードパイプ
162	22-3	那覇市寄宮3-10-1	JAおきなわ真和志支店横ガードパイプ(真和志小裏口向い)
163	22-4	那覇市寄宮3-8-10	西平菓子店向いガードパイプ
164	22-5	那覇市識名1-7-63	識名商店前ガードレール
165	22-6	那覇市寄宮3丁目1	真和志小学校こども園横フェンス
166	23-1	那覇市寄宮1-2-1	旧市民会館裏のガープ川沿い転倒防止柵
167	23-2	那覇市寄宮2-3-1	沖縄南部療育医療センター 横ガードパイプ
168	23-3	那覇市寄宮1-2-1	旧那覇市民会館横ガードレール(駐車場横)
169	23-4	那覇市寄宮1-1	旧那覇市民会館横の与儀公園内柵
170	23-5	那覇市寄宮1-1	与儀公園東側の柵(かねひで駐車場向い)
171	23-6	那覇市寄宮1-1	与儀公園西側バス停後の植栽フェンス(神原中向い)
172	23-7	那覇市寄宮1-1	与儀公園南側バス停後の植栽ガードパイプ(那覇署向い)
173	24-1	那覇市与儀1-3-1	赤十字病院前与儀バス停横ガードパイプ
174	24-2	那覇市与儀1-24-1	沖縄県立看護大学前バス停横ガードパイプ
175	24-3	那覇市古波蔵1-9-16	富士ハイツ前ガードパイプ
176	24-4	那覇市与儀1-1-1	与儀小学校体育館入口左横フェンス
177	24-5	那覇市与儀1-1-1	歩道橋下ガードパイプ
178	24-6	那覇市宇与儀41	城間宅前ガードレール
179	24-7	那覇市与儀2-11	なかよし公園柵
180	24-8	那覇市与儀2-20	わんぱく公園柵
181	25-1	那覇市古波蔵1-33-1	古蔵小学校東側ガードパイプ

182	25-2	那覇市古波蔵1-32-1	大嶺ハイツ前ガードパイプ
183	25-3	那覇市古波蔵4-2-16	古蔵パーキング向い漫湖公園歩道側転落防止柵(稲国アパート隣)
184	25-4	那覇市古波蔵4-11	旧沖縄赤十字病院側転落防止柵
185	25-5	那覇市字国場1182-8	ファミリーマート駐車場側ガードパイプ
186	25-6	那覇市古波蔵3-7-22	マイシンビル前ガードパイプ
187	25-7	那覇市古波蔵3-23-1	市公園管理事務所入口横の転落防止柵
188	25-8	那覇市古波蔵3-1-1	Fステージ古波蔵レイクフロント向いの転落防止柵
189	26-1	那覇市字安謝653	国際重機ビル付近ガードフェンス
190	26-2	那覇市安謝2-15	安謝市営住宅老人ホーム出入口付近ガードフェンス
191	26-3	那覇市字安謝1-22-25	安謝東公園フェンス
192	26-4	那覇市安謝2-21-21	上間宅向かいガードパイプ
193	26-5	那覇市字安謝237-13	豊里アパート付近ガードフェンス
194	26-6	那覇市銘苅3-8	セブンイレブン前道路向いガードパイプ
195	26-7	那覇市字安謝231	安謝橋バス停後ろ
196	27-1	那覇市曙2-16	あけぼの公園北側道路のパイプレール
197	27-2	那覇市字天久1196	日流アパート跡地ガードレール
198	27-3	那覇市字安謝260	ファミリーマート前ガードパイプ
199	27-4	那覇市曙2-18	曙小学校新垣宅向いフェンス
200	27-5	那覇市曙2-25	曙小学校裏門駐車場フェンス(協進ビル向い)
201	27-6	那覇市曙3-9	県営あけぼの住宅向い
202	27-7	那覇市港町2-10	新港ふ頭中央緑地公園内東側の柵
203	27-8	那覇市港町1丁目3-9	新港ふ頭東緑地公園(公衆トイレ付近草地)
204	28-1	那覇市泊3-1-6	琉球水難救済会近くガードパイプ
205	28-2	那覇市上之屋1-2-2	おもろまちメディカルセンター向かいの柵
206	28-3	那覇市字上之屋311	新興自動車商会横ガードパイプ
207	28-4	那覇市おもろまち2-7	黄金森公園内花壇

208	28-5	那覇市泊2-23-9	泊小学校前の翔ハウス向いガードパイプ
209	28-6	那覇市泊2-23-9	泊小学校運動場高台ガードパイプ(佐久本宅隣駐車場向い)
210	28-7	那覇市泊2-23-9	泊小学校側、ガードパイプ
211	28-8	那覇市泊1-9-9	崇元寺公園入口
212	29-1	那覇市壺屋1-5-13	那覇市壺屋児童館裏の植栽
213	29-2	那覇市樋川2-8-1	神原中学校体育館前ガードパイプ
214	29-3	那覇市字安里410-4	安里橋の欄干
215	29-4	那覇市字安里420-1	ひめゆり橋の欄干(安里交差点に向かって左側、松和産業ビル隣)
216	29-5	那覇市壺屋1-3	元ビカロ壺屋左前の植栽
217	29-6	那覇市樋川1-19-12	中央公園東側コンクリート柵(嘉手納宅向い)
218	29-7	那覇市壺屋1-26-23	宮里アパート前ガードパイプ
219	29-8	那覇市樋川1-16-36	中央公園城岳小側ガードレール
220	30-1	那覇市牧志2-8	牧志公園公衆トイレ斜前
221	30-2	那覇市牧志3-2-10	那覇市ぶんかテンプス館隣バイク駐輪場フェンス
222	30-3	那覇市牧志2-13-2	高良宅横ガードレール
223	30-4	那覇市安里2-9	姫百合バス停近く
224	30-5	那覇市安里2-9-13	ひめゆり橋欄干(安里交差点に向かって左側、エイキマンション側)
225	30-6	那覇市牧志3-272-5	モノレール牧志駅下ガードパイプ
226	30-7	那覇市安里2-8-8	ベストウエスタン那覇イン横ガードレール
227	31-1	那覇市久茂地1-6-1	仲尾次ビルの横 川沿いガードパイプ
228	31-2	那覇市久茂地3-26	久茂地27号線 歩道ガードレール
229	31-3	那覇市松尾2-3-25	アーバンヒルズ隣フェンス
230	31-4	那覇市松尾2-16	松尾公園内駐車場の柵
231	31-5	那覇市松尾1-21-44	那覇高校横ガードパイプ
232	31-6	那覇市旭町	明治橋交差点 川沿いガードパイプ
233	31-7	那覇市泉崎2-101-24	国場宅斜め向かいガードレール

234	31-8	那覇市泉崎2-102-5	阿手川公園内駐車場とのフェンス
235	31-9	那覇市泉崎1-1-1	市役所本庁横ガードパイプ(市役所向き)
236	31-10	那覇市泉崎1-1-6	開南小学校グラウンドフェンス
237	32-1	那覇市楚辺1-4	城岳公園内遊歩道沿い
238	32-2	那覇市楚辺1-10-29	楚辺ハイツ隣の墓地・駐車場向かいの植樹帯
239	32-3	那覇市楚辺2-1-1	城岳小駐車場前植栽
240	32-4	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点付近の緑地帯
241	32-5	那覇市楚辺2-1	那覇市内環状線ガードレール
242	32-6	那覇市楚辺2-1-1	城岳こども園出入口横のフェンス
243	32-7	那覇市楚辺2-42	古波蔵交差点付近の緑地帯 旧JA会館側
244	33-1	那覇市壺川3丁目	メルキュールホテル沖縄と那覇中央郵便局の間の歩道植込み
245	33-2	那覇市壺川2-10-6	県営大橋団地バス停近くガードブロック
246	33-3	那覇市壺川2丁目	歩道沿い植込み
247	33-4	那覇市壺川1-8-3	郵便递送株向いガードレール
248	33-5	那覇市壺川1-11-1	壺川改良住宅A-2棟横くろしお会館斜め向いのガードレール
249	33-6	那覇市壺川1-11-1	壺川東公園内グランドパレス壺川斜め向かい(道路向き)
250	33-7	那覇市壺川2-4-3	壺川中公園芝生広場(壺川老人福祉センター側)
251	34-1	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園 南東側
252	34-2	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園 こども園側
253	34-3	那覇市天久1-3	天久ちゅらまち公園内通路
254	34-4	那覇市天久1-4-1	天久小学校フェンス
255	34-5	那覇市天久2-24	天久緑風公園フェンス(日建学院駐車場向い)
256	34-6	那覇市天久2-24	天久緑風公園 西側斜面
257	34-7	天久1-25-39	天久プリン山公園
258	35-1	那覇市牧志1丁目	ガープ川沿いガードレール
259	35-2	那覇市前島1-3	那覇小学校裏のフェンス

260	35-3	那覇市前島1-3	那覇小学校運動場フェンス
261	35-4	那覇市前島1-20	前島南公園の柵(道路向き)
262	35-5	那覇市前島2-21	泊橋
263	35-6	那覇市前島2-13-10	潮度川沿い、転落防止柵
264	35-7	那覇市牧志1-6	牧志1丁目・緑ヶ丘公園出入口付近
265	35-8	那覇市牧志1-20	東横イン美栄橋駅向かい道路ガードパイプ
266	36-1	那覇市前島3-20	前島北公園の柵
267	36-2	那覇市前島3-13	潮渡川沿い一方通行の歩道 転落防止柵
268	36-3	那覇市松山2-19	若松公園内(道路向き)
269	36-4	那覇市松山2-24-1	那覇中学校グラウンドフェンス
270	36-5	那覇市松山1-27	ロコイン沖縄駐車場横ガードパイプ
271	36-6	沖縄県那覇市松山1丁目17	松山公園駐車場出入口付近フェンス
272	36-7	那覇市松山1-17	松山公園入口
273	37-1	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(渡嘉敷宅向かい)
274	37-2	那覇市若狭3-32	夫婦瀬公園の緑地(WC付近)
275	37-3	那覇市若狭3-14	若狭公園入口付近の芝生
276	37-4	那覇市若狭2-16	若狭小学校正門横フェンス
277	37-5	那覇市若狭3-2-15	潮度川沿い道路の転落防止柵
278	37-6	那覇市若狭1-27	若狭中通り沿い歩道脇
279	38-1	那覇市久米2-17	松下駐車場前ガードパイプ
280	38-2	那覇市東町10-1	エムズガーデンモナコ沿いガードパイプ
281	38-3	那覇市久米2-30	松山公園交差点歩道脇の緑地
282	38-4	那覇市辻2-31	波之上自動車学校向いの植栽
283	38-5	那覇市辻1-7	辻南公園側ガードパイプ
284	38-6	那覇市通堂町	明治橋交差点 ガードレール(駐車場側)
285	38-7	那覇市通堂町	港湾1号線那覇埠頭道向かい歩道脇緑地

286	39-1	那覇市字小禄1102	垣花食堂向いガードパイプ
287	39-2	那覇市奥武山町44-1	奥武山公園駅前バス停 後方の柵
288	39-3	那覇市山下町11-3	垣花小学校フェンス
289	39-4	那覇市山下町6	山下西児童公園入り口フェンス
290	39-5	那覇市奥武山町316-1	奥武山公園第2駐車場入口付近フェンス
291	39-6	那覇市奥武山町53	山下交番横の転落防止柵
292	39-7	那覇市山下町2-30	資生堂ジャパン(沖縄縄支社前)の植樹帯
293	40-1	那覇市字小禄239	大田整形外科医院前ガードパイプ
294	40-2	那覇市字小禄105	小禄ハワイ会館斜め向いガードレール
295	40-3	那覇市字田原88	田原自治会館斜め向い歩道のガードパイプ
296	40-4	那覇市字小禄1	小禄カトリック教会横の緑地帯
297	40-5	那覇市字小禄1180	コーポ小禄横の転落防止柵
298	40-6	那覇市字小禄1150番地	小禄小学校正門横柵
299	41-1	那覇市字小禄911番地付近	トーマ電工前のガードパイプ
300	41-2	那覇市小禄4-17-1	小禄若草公園フェンス
301	41-3	那覇市小禄5-13-1	たかよしビル裏手ガードレール
302	41-4	那覇市小禄4-1-3	長嶺第2アパート駐車場落下柵(歩道側の柵)
303	41-5	那覇市小禄3-5-7	小禄月光公園
304	41-6	那覇市小禄4-14-1	小禄南小学校グラウンド横のフェンス
305	41-7	那覇市小禄2-5-1	小禄南風公園フェンス
306	41-8	那覇市小禄2-2-2	TSマンション向かいガードレール
307	41-9	那覇市小禄2-10-7	ファミリーさくらの向かいガードレール
308	42-1	那覇市小禄1-7-2	千鳥公園 トイレ側入口の柵
309	42-2	那覇市鏡原町36	漫湖公園(くじら公園) WC横
310	42-3	那覇市小禄1-32-1	リバーゲートS小禄斜め向かいガードパイプ
311	42-4	那覇市小禄1-9	ひよどり児童公園柵

312	42-5	那覇市鏡原町37-1	漫湖公園テニスコート前植込み
313	42-6	那覇市鏡原町35-9	ひばり児童公園入口の柵
314	42-7	鏡原町37	漫湖公園(鏡原側)公園側ガードレール
315	43-1	那覇市宇栄原4-17-11	宇栄原市営住宅10号棟 駐車場出入口付近のフェンス
316	43-2	宇栄原4丁目2-2	小禄支所前のガードレール
317	43-3	那覇市宇栄原4-15-1	宇栄原団地前バス停横ガードパイプ
318	43-4	那覇市宇栄原4-14-2	宇栄原市営住宅6号棟前柵
319	43-5	那覇市宇栄原5-12-34	ライオンズマンション宇栄原第2付近の転落防止柵
320	43-6	那覇市宇栄原5-7-20	宇栄原西公園植栽前
321	43-7	那覇市宇栄原564番1	くまあら公園内 植栽前
322	43-8	那覇市宇栄原	宇栄原中公園柵
323	43-9	那覇市宇栄原6-9-22	宇栄原公園付近ガードパイプ
324	44-1	那覇市宇栄原1-26-15	小禄オートガス前ガードパイプ
325	44-2	那覇市宇栄原1-10-13	契約駐車場前ガードパイプ
326	44-3	那覇市宇栄原2-12-15	五月公園内植え込み
327	44-4	那覇市宇栄原1-18-6	メゾンさつき前ガードパイプ
328	44-5	那覇市高良3-18-9	宇栄原入口バス停横のガードパイプ
329	44-6	那覇市高良3-1-12	ハーゲラ緑地
330	44-7	那覇市高良3-5	高良あおぞら公園柵
331	44-8	那覇市宇栄原2-23-1	小禄中学校向いガードレール
332	45-1	那覇市具志2-27	ゆうがお公園入口横の柵
333	45-2	那覇市高良2-3-22	メゾン玉井の転落防止柵
334	45-3	那覇市高良1-4-43	個人宅前の柵
335	45-4	那覇市高良2-14-22	あたりマンション前の転落防止柵
336	45-5	那覇市具志2-24	あさがお公園柵
337	45-6	那覇市具志3-10	具志・宮城西公園柵

338	45-7	那覇市具志2-32-11	忠農園横ガードレール
339	45-8	那覇市高良2-5	高前原公園内の植え込み
340	46-1	那覇市赤嶺2-5-1	県営赤嶺市街地住宅7号棟フェンス
341	46-2	那覇市田原3-2-1	小禄市営住宅1棟前フェンス
342	46-3	那覇市田原3-6-1	小禄市営住宅5棟付近(駅階段横)のフェンス
343	46-4	那覇市田原3-4-1	田原公園内の植え込み
344	46-5	那覇市赤嶺2-2-1	赤嶺中継ポンプ場柵
345	46-6	那覇市金城5-10-2	イオン那覇店西側駐車場出口付近の横植樹帯
346	46-7	那覇市金城3-2-1	小禄金城公園内柵(池の前)
347	46-8	那覇市金城3-5-1	那覇西高校正門横フェンス
348	47-1	那覇市銘苅2-3-1	なは市民協働プラザ横の柵
349	47-2	那覇市銘苅2-3-20	銘苅小学校バス停 後ろフェンス
350	47-3	那覇市字古島29	琉球生コン前ガードフェンス
351	47-4	那覇市銘苅2-10	新都心公園銘苅じんじん広場・エレガントむつみ向いのガードフェンス
352	47-5	那覇市銘苅3-3	銘苅てんとうむし公園の草地(仲本宅向い)
353	47-6	那覇市銘苅1-18-16	新都心銘苅市営住宅1号棟前の植栽
354	47-7	那覇市銘苅2-10	公園側・横断歩道近くガードフェンス(T字路)
355	47-8	那覇市銘苅1-5	銘苅かりゆし公園の草地(TUXHair駐車場向い)
356	48-1	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)
357	48-2	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(大興新都心マンション向い)
358	48-3	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(マゾンドールUCHIMA向い)
359	48-4	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(パークサイドおもろ向いT字路)
360	48-5	那覇市おもろまち3-2-1	新都心公園の植栽(はるやま向い)公園向き
361	48-6	那覇市おもろまち3-2	Dグラディア天久パークビュー 向かい
362	48-7	那覇市安謝1-16	安謝東原公園 南側
363	48-8	那覇市おもろまち4丁目5	新都心公園高架橋降り口近く

364	49-1	那覇市首里鳥堀町5-55-3	県営鳥堀団地1棟裏の上り坂頂上付近の芝生広場
365	49-2	那覇市首里汀良町3-19	首里駅転落防止柵
366	49-3	那覇市首里鳥堀町4丁目133	弁ヶ岳公園
367	49-4	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅A2棟前ガードパイプ
368	49-5	那覇市首里久場川町2-149-4	消防署首里出張所向い転落防止柵
369	49-6	那覇市首里久場川町2-18	久場川児童館フェンス
370	49-7	那覇市首里久場川町2-96	久場川市営住宅前の柵
371	49-8	那覇市首里汀良町2丁目7-12	ガードレール(鳥袋宅向い)

那覇市選挙管理委員会告示第 49 号  
令 和 8 年 1 月 2 7 日  
掲 示 済

期日前投票所について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票の場所を次のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

期日前 投票所名	投票所に充てる 施設の名称	所在地	設置期間
期日前 第1投票所	那覇市役所本庁舎 1階	那覇市 泉崎1丁目1番1号	令和8年1月28日 ～ 令和8年2月7日 午前8時30分 ～ 午後8時
期日前 第2投票所	首里支所 1階 会議室	那覇市 首里久場川町 2 丁目 18 番地9	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月7日 午前9時 ～ 午後6時
期日前 第3投票所	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	那覇市 おもろまち4丁目4番9号	令和8年2月2日 ～ 令和8年2月7日
期日前 第4投票所	イオン那覇店 5階西側エレベーター乗場	那覇市 金城5丁目10番地2	午前10時 ～ 午後8時

那覇市選挙管理委員会告示第50号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

期日前投票所の投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び  
氏名等について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出  
議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の期日前投票所の投票管理者及びその職  
務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

期日前 投票所	期間	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
期日前 第1投票所 那覇市役所 本庁舎	1月28日(水)	那覇市	宮城 京子	那覇市	具志堅 千晴
	1月29日(木)	浦添市	仲地 史彰	那覇市	仲間 悠美
	1月30日(金)	那覇市	浜里 徹	那覇市	中村 友香
	1月31日(土)	那覇市	倉原 英弘	那覇市	上江田 夏希
	2月1日(日)	那覇市	倉原 英弘	南城市	金城 宏太
	2月2日(月)	那覇市	伊藤 譲	南風原町	大田 歩美
	2月3日(火)	那覇市	真栄里 憲一	西原町	城間 さおり
	2月4日(水)	那覇市	仲山 和香子	那覇市	喜屋武 めぐみ
	2月5日(木)	那覇市	粟森 俊司	那覇市	嶺井 友梨香
	2月6日(金)	豊見城市	宮脇 彰	那覇市	又吉 咲莉香
	2月7日(土)	那覇市	倉原 英弘	北谷町	金城 ゆりあ
期日前 第2投票所 首里支所	2月2日(月)	那覇市	高良 友博	那覇市	嘉陽田 麻子
	2月3日(火)	那覇市	宮城 梨沙	南風原町	知念 盛也
	2月4日(水)	那覇市	下地 優輝	那覇市	新垣 夏彦
	2月5日(木)	那覇市	呉屋 良次	那覇市	真栄城 淳
	2月6日(金)	那覇市	平良 俊弥	那覇市	島袋 公美代
	2月7日(土)	那覇市	赤嶺 拓	宜野湾市	棚原 一香
期日前 第3投票所 サンエー那覇 メインプレイス	2月2日(月)	那覇市	具志堅 勝	那覇市	森 ちあき
	2月3日(火)	那覇市	宮良 友美子	那覇市	小野原 正文
	2月4日(水)	那覇市	渡久地 勲	那覇市	座間味 尚真
	2月5日(木)	那覇市	仲眞 健太	那覇市	東黒島 信也
	2月6日(金)	那覇市	久場川 洸	那覇市	赤嶺 浩史
	2月7日(土)	北谷町	真喜屋 聡	那覇市	諸見里 真吾
期日前 第4投票所 イオン那覇店	2月2日(月)	那覇市	上江洲 安寿	那覇市	西平 敦
	2月3日(火)	那覇市	知念 則枝	浦添市	比嘉 学
	2月4日(水)	豊見城市	宜保 和幸	那覇市	上間 康広
	2月5日(木)	那覇市	仲村渠 孝	那覇市	古波藏 千明
	2月6日(金)	南風原町	仲原 章子	那覇市	長谷川 聡
	2月7日(土)	糸満市	梅原 滝	那覇市	與儀 脩平

那覇市選挙管理委員会告示第51号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

投票所について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査の投票の場所を別紙のとおり定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

## 投 票 所 一 覧 表

投票区	投票所	投票場所	住所
1	石嶺小学校	石嶺小学校コミュニティルーム	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里染織館suikara(首里公民館代替)	首里染織館suikara2階研修会議室	首里当蔵町2-16
6	城南小学校	城南小学校地域連携教室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校	城西小学校1階体育館	首里真和志町1-5
8	首里高校	首里高校管理棟玄関ホール	首里真和志町2-43
9	松島中学校	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比自治会館	真嘉比自治会館ホール	真嘉比2-33-2
12	牧志駅前ほしぞら公民館	牧志駅前ほしぞら公民館第一学習室	安里2-1-1
13	沖縄工業高等学校	沖縄工業高等学校理科芸術棟(絵画デザイン教室)	松川3-20-1
14	松川小学校	松川小学校ゆいゆいホール(地域連携ホール)	松川1-7-1
15	大道小学校	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
17	識名小学校	識名小学校玄関ホール	識名2-2-1
18	上間小学校	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	まーいまーいNaha	まーいまーいNaha2階ホール	上間549番1
20	真地小学校	真地小学校ミーティングルーム	字真地313
21	寄宮中学校	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
22	真和志こども園	真和志こども園	寄宮3-1-1
23	JAおきなわ真和志支店	JAおきなわ真和志支店2階会議室	寄宮3-10-1
24	与儀小学校	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
25	古蔵中学校	古蔵中学校校舎1階センターホール	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館	安謝児童館1階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校	曙小学校ミーティングルーム(1階)	曙2-18-1
28	泊こども園	泊こども園	泊2-23-9
29	神原小学校	神原小学校地域連携室	樋川2-8-1
30	壺屋小学校	壺屋小学校1階ワークスペース	牧志3-14-12
31	市役所本庁舎	市役所本庁舎1階市民会議室	泉崎1-1-1
32	城岳小学校	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター	壺川老人福祉センター1階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校	天久小学校地域連携室	天久1-4-1
35	那覇小学校	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校	那覇中学校体育館	松山2-24-1
37	若狭小学校	若狭小学校地域連携室	若狭2-16-1
38	上山中学校	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校	垣花小学校体育館	山下町17-1
40	小祿小学校	小祿小学校体育館	字小祿1150番地
41	鏡水ふれあい会館	鏡水ふれあい会館ふれあいホール	字小祿909-4
42	鏡原中学校	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	小祿支所	小祿支所3階会議室	宇栄原4-2-2
44	きつき小学校	きつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小祿南公民館	小祿南公民館1階ホール	高良2-7-1
46	金城小学校	金城小学校体育館	金城4-3-1
47	なは市民協働プラザ	なは市民協働プラザ1階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	那覇市緑化センター	おもろまち3-2-1
49	首里支所	首里支所首里支所1階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第52号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

投票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
1	石嶺小学校	西原町	安座間 勉	那覇市	泉 晴陽
2	城東小学校	那覇市	知念 潤	那覇市	前田 正太
3	城北小学校	那覇市	赤嶺 譲	南風原町	兼島 理
4	大名児童館	那覇市	徳永 周作	那覇市	喜屋武 太一
5	首里染織館suikara	那覇市	我謝 輝	那覇市	真栄田 聖佳
6	城南小学校	南風原町	花城 友也	那覇市	小橋川 廉
7	城西小学校	那覇市	森根 利之	那覇市	島袋 愛梨
8	首里高校	那覇市	仲田 米男	那覇市	伊計 貴光
9	松島中学校	八重瀬町	比屋根 司	那覇市	砂川 嵩登
10	末吉老人福祉センター	那覇市	池原 哲之	那覇市	大野 和希
11	真嘉比自治会館	那覇市	真境名 元作	浦添市	保坂 聡
12	牧志駅前ほしぞら公民館	浦添市	上江洲 優斗	那覇市	神里 雄一
13	沖縄工業高等学校	那覇市	真栄城 敬一	那覇市	与那城 佳代
14	松川小学校	与那原町	運天 先太	那覇市	大城 義智
15	大道小学校	那覇市	長嶺 伶生	那覇市	名嘉元 伶
16	石田中学校	那覇市	玉城 圭記	浦添市	國頭 正貴
17	識名小学校	那覇市	宮城 理	那覇市	城間 達
18	上間小学校	那覇市	瀬長 正勝	那覇市	下地 光
19	まーいまーいNaha	南風原町	大田 歩美	那覇市	中村 友香
20	真地小学校	南風原町	與那覇 博訓	豊見城市	嘉数 祐二
21	寄宮中学校	那覇市	大城 俊	南風原町	入仲 辰哉
22	真和志こども園	西原町	城間 直樹	那覇市	池味 政紀
23	JAおきなわ真和志支店	那覇市	久場川 洸	那覇市	与儀 希莉乃
24	与儀小学校	浦添市	伊覇 太	那覇市	下地 優輝

投票区	投票所	投票管理者		職務代理者	
		住所	氏名	住所	氏名
25	古蔵中学校	那覇市	慶田城 用世	那覇市	仲村渠 孝
26	安謝児童館	那覇市	末吉 章子	那覇市	当真 嗣咲
27	曙小学校	浦添市	平良 直人	那覇市	大陽 大峰
28	泊こども園	那覇市	運天 由智	那覇市	照屋 歩
29	神原小学校	那覇市	平良 俊弥	南風原町	宮城 佑輔
30	壺屋小学校	南風原町	名城 政直	那覇市	比嘉 明浩
31	市役所本庁舎	中城村	川原 大智	那覇市	神里 晴香
32	城岳小学校	那覇市	常田 智也	那覇市	高石 健太
33	壺川老人福祉センター	那覇市	古堅 博巳	八重瀬町	横尾 駿良
34	天久小学校	那覇市	又吉 剛	那覇市	大城 宜毅
35	那覇小学校	那覇市	真栄里 憲一	那覇市	宮城 泰洋
36	那覇中学校	那覇市	柴 広樹	那覇市	山下 智之
37	若狭小学校	豊見城市	大城 雄一郎	那覇市	安里 恭也
38	上山中学校	那覇市	當山 太陽	那覇市	山内 雄太
39	垣花小学校	那覇市	東 伸浩	那覇市	島村 景
40	小禄小学校	那覇市	狩俣 宅杜	南風原町	比嘉 悠人
41	鏡水ふれあい会館	那覇市	小波津 和樹	浦添市	又吉 盛太
42	鏡原中学校	那覇市	城間 賢治	糸満市	倉知 崇大
43	小禄支所	豊見城市	新垣 威知郎	那覇市	宮城 隆雄
44	さつき小学校	那覇市	上原 貴子	那覇市	具志堅 政泉
45	小禄南公民館	那覇市	宮城 翔	那覇市	當銘 紗
46	金城小学校	那覇市	瀬長 有志	那覇市	東 愛海
47	なは市民協働プラザ	西原町	下地 拓斗	豊見城市	佐久本 侑典
48	那覇市緑化センター	浦添市	松本 悠樹	那覇市	山田 将人
49	首里支所	南風原町	大城 宜継	那覇市	渡慶次 真理

那覇市選挙管理委員会告示第53号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

投票記載所の氏名等掲示の順序を定めるくじを行う日時及び場所について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における氏名等の掲示  
(投票所氏名掲示)の順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のように定める。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

記

- 1 日 時 令和8年1月27日(火) 午後5時00分
- 2 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所本庁舎12階  
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第54号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

開票の場所及び日時について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び衆議院比例代表選出議員選挙並びに最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

記

- 1 場 所 那覇市字識名 1227 番地 那覇市民体育館 メインアリーナ
- 2 日 時 令和8年2月8日（日） 午後9時30分

那覇市選挙管理委員会告示第55号  
 令和8年1月27日  
 掲 示 済

開票管理者及びその職務を代理すべき者の選任及び氏名等について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに衆議院比例代表選出議員選挙における開票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

那覇市選挙管理委員会  
 委員長 前原 常雄

小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査

開票区名	開票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
那覇市	前原 常雄	那覇市三原2丁目26番29号 3階	喜舎場 盛三	那覇市首里末吉町2-76

比例代表選出議員選挙

開票区名	開票管理者		同職務代理者	
	氏名	住所	氏名	住所
那覇市	平良 仁一	那覇市鏡原町1番26号	日高 清義	那覇市首里儀保町4丁目 112番地5

那覇市選挙管理委員会告示第56号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

開票立会人決定のくじを行う場所及び日時について

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙及び最高裁判所裁判官国民審査並びに衆議院比例代表選出議員選挙において、開票立会人として届出のあった者が10人を超える場合又は同一政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る者が3人以上あるときのくじを行う場所及び日時は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

記

- 1 場 所 那覇市泉崎1丁目1番1号  
那覇市役所本庁舎12階  
那覇市選挙管理委員会
- 2 日 時 令和8年2月5日（木） 午後5時

那覇市選挙管理委員会告示第57号  
令和8年1月27日  
掲 示 済

第27回最高裁判所裁判官国民審査の氏名等の掲示場所について

令和8年2月8日執行の第27回最高裁判所裁判官国民審査において審査に付される裁判官の氏名等の掲示の場所は、別紙のとおりである。

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

## 裁判官の氏名等の掲示場所一覧

投票区	掲示場所	住所
期日前投票所 1	那覇市役所本庁舎 1階	泉崎1-1-1
期日前投票所 2	首里支所 1階会議室	首里久場川町2-18-9
期日前投票所 3	サンエー那覇メインプレイス 5階中央出入口	おもろまち4-4-9
期日前投票所 4	イオン那覇店 5階西側エレベーター乗場	金城5-10-2
1	石嶺小学校コミュニティルーム	首里石嶺町4-360-8
2	城東小学校体育館下1階	首里石嶺町2-74-1
3	城北小学校体育館	首里石嶺町1-162
4	大名児童館1階	首里大名町2-75
5	首里染織館suikara2階研修会議室	首里当蔵町2-16
6	城南小学校地域連携教室	首里崎山町4-35-2
7	城西小学校1階体育館	首里真和志町1-5
8	首里高校管理棟玄関ホール	首里真和志町2-43
9	松島中学校1階多目的室	古島2-11-2
10	末吉老人福祉センター1階	首里末吉町2-14
11	真嘉比自治会館ホール	真嘉比2-33-2
12	牧志駅前ほしぞら公民館第一学習室	安里2-1-1
13	沖縄工業高等学校理科芸術棟 (絵画デザイン教室)	松川3-20-1
14	松川小学校ゆいゆいホール (地域連携ホール)	松川1-7-1
15	大道小学校体育館	字大道146-1
16	石田中学校玄関ホール	繁多川5-17-1
17	識名小学校玄関ホール	識名2-2-1

## 裁判官の氏名等の掲示場所一覧

投票区	掲示場所	住所
18	上間小学校地域連携室	長田2-11-60
19	まーいまーいNaha2階ホール	上間 5 4 9 番 1
20	真地小学校ミーティングルーム	字真地313
21	寄宮中学校職員室側ロビー	長田1-13-65
22	真和志こども園	寄宮3-1-1
23	JAおきなわ真和志支店2階会議室	寄宮3-10-1
24	与儀小学校体育館	与儀1-1-1
25	古蔵中学校校舎1階センターホール	古波蔵4-8-1
26	安謝児童館 1 階多目的ホール	安謝2-15-1
27	曙小学校ミーティングルーム (1階)	曙2-18-1
28	泊こども園	泊2-23-9
29	神原小学校地域連携室	樋川2-8-1
30	壺屋小学校 1 階ワークスペース	牧志3-14-12
31	市役所本庁舎1階市民会議室	泉崎1-1-1
32	城岳小学校体育館	楚辺2-1-1
33	壺川老人福祉センター 1 階リハビリ室	壺川2-3-11
34	天久小学校地域連携室	天久1-4-1
35	那覇小学校地域連携室	前島1-7-1
36	那覇中学校体育館	松山2-24-1
37	若狭小学校地域連携室	若狭2-16-1
38	上山中学校体育館	久米1-3-1
39	垣花小学校体育館	山下町17-1
40	小禄小学校体育館	字小禄1150番地

## 裁判官の氏名等の掲示場所一覧

投票区	掲示場所	住所
41	鏡水ふれあい会館ふれあいホール	字小禄909-4
42	鏡原中学校地域連携室	鏡原町36-1
43	小禄支所 3 階会議室	宇栄原4-2-2
44	さつき小学校交流プラザ	宇栄原1-12-1
45	小禄南公民館 1 階ホール	高良2-7-1
46	金城小学校体育館	金城4-3-1
47	なは市民協働プラザ 1 階	銘苅2-3-1
48	那覇市緑化センター	おもろまち3-2-1
49	首里支所首里支所 1 階会議室	首里久場川町2-18-9

那覇市選挙管理委員会告示第 62 号  
令 和 8 年 3 月 2 日  
掲 示 済

那覇市選挙管理委員会  
委員長 前原 常雄

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）の規定による合併協議会設置の請求及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）の規定による解職請求に必要な選挙権を有する者の数は、次のとおりである。

- 1 地方自治法第 74 条第 1 項及び同法第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び同法第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数

5, 0 6 8 人

- 2 市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 11 項及び同法第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数

4 2, 2 3 3 人

- 3 地方自治法第 76 条第 1 項、同法第 80 条第 1 項、同法第 81 条第 1 項及び同法第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数

8 4, 4 6 6 人

---

---

**監査委員公表**

---

---

那 監 公 表 第 9 号

令和 8 年 3 月 16 日

那覇市監査委員	新 垣 淑 博
同	宮 城 哲
同	城 間 貞
同	比 嘉 啓 登

令和 7 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況について（公表）

令和 7 年度定期監査（工事監査）の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、那覇市長及び那覇市教育委員会教育長から通知があったので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 14 項後段の規定により、次のとおり公表する。

## 令和 7 年度定期監査（工事監査）の結果に伴う措置状況

### ○ 安岡中学校長寿命化予防改修工事（建築 1 工区）

#### (7) 指摘事項等

##### ア 建設現場における安全管理対策について（指摘事項）

本工事において、足場の上で資材や道具の荷降ろし作業中に、荷揚げ・荷降ろし用装置を取り込もうとした際に、装置と共に転落し、作業員が亡くなる事故が発生した。受注者からの事故報告によれば、事故の主な原因としては、作業員はハーネス（墜落制止用器具）を使用していなかった、重い機材の取り込みを一人で行っていた、足場手すりを外して作業を行っていたということであった。

今後このような事故が発生しないよう、今回の事故原因を究明したうえで、再発防止策の検討を行い、安全管理対策の一層の強化に努めていただきたい。

##### □ 指摘事項に関する措置

一人で作業していることで周りに注意喚起する人がいなかったことが事故の大きな要因であったことから、今後は、二人以上での作業を徹底し、安全面に関する相互の声掛けを工事関係者全員で行いながら仲間意識の高い工事現場体制が構築されるように取り組んでまいります。

### ○ 令和 7 年度那覇空港南側船揚場整備工事（その 2）

#### (7) 指摘事項等

##### ア ブロック製作時における設置面の平坦性の確保について（要望事項）

設計において、ブロック製作の型枠は現況地盤の上に設置されることになっているが、受注者からの施工承諾の協議により、型枠の歪み防止や雨天時のぬかるみ対策として、型枠の設置面に均しコンクリートを打設し、平坦性を確保している。そのような対応は、品質管理の上で効果的である。

今後は、設計計画の段階から、現場の状況を勘案し、型枠の平坦性が確保できるような設計を検討されたい。

##### □ 要望事項に関する措置

ブロック製作の品質管理において、今後は現場状況を踏まえ、型枠の歪み防止や雨天時のぬかるみ対策が必要とされる場合には、設計段階から型枠の平坦性を確保するための適切な対策を講じてまいります。